

厚生年金基金規則（昭和四十一年厚生省令第二十四号） 抄
 （第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（代行保険料率の算定に関する基準）</p> <p>第三十二条の十一 令第三十六条の四第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 予定運用利率は、年三分二厘であること。</p> <p>二・三（略）</p> <p>（代行保険料率の算定）</p> <p>第三十二条の十二 法第八十一条の三第二項に規定する代行保険料率は、次の各号に掲げる場合に、それぞれ当該各号に定める日（以下「代行保険料率算定基準日」という。）を基準として算定する。</p> <p>一（略）</p> <p>二 法第二条の四第一項の規定により財政の現況及び見通しが作成される場合（次号及び第四号に掲げる場合を除く。） 令第三十六条の二第二号の規定により厚生労働大臣が定める月の十二月前の月の末日</p> <p>三・四（略）</p> <p>（代行保険料率の算定の基礎となる事項）</p> <p>第三十二条の十三 法第八十一条の三第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定め</p>	<p>（代行保険料率の算定に関する基準）</p> <p>第三十二条の十一 令第三十六条の四第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 予定運用利率は、年五分五厘であること。</p> <p>二・三（略）</p> <p>（代行保険料率の算定）</p> <p>第三十二条の十二 法第八十一条の三第二項に規定する代行保険料率は、次の各号に掲げる場合に、それぞれ当該各号に定める日（以下「代行保険料率算定基準日」という。）を基準として算定する。</p> <p>一（略）</p> <p>二・三（略）</p> <p>（代行保険料率の算定の基礎となる事項）</p> <p>第三十二条の十三 法第八十一条の三第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p>

る事項とする。

- 一 前条第一号、第三号又は第四号に掲げる場合 次に掲げる事項
- イ 代行保険料率算定基準日現在の性別、年齢別及び勤続年数別の基金の加入員（以下この条において単に「加入員」という。）の数並びに標準報酬月額及び標準賞与額
- ロ 代行保険料率算定基準日前三年間の各応当日における性別及び年齢別の加入員の数
- ハ 代行保険料率算定基準日前三年間の各応当日からの一年間における性別及び年齢別の加入員の資格を喪失した者の数
- ニ 代行保険料率算定基準日前三年間の各応当日からの一年間における性別及び年齢別の加入員の資格を取得した者の数
- 二 前条第二号に掲げる場合 次に掲げる事項
- イ 代行保険料率算定基準日現在の性別及び年齢別の加入員の数並びに標準報酬月額及び標準賞与額
- ロ 当該基金における直前の免除保険料率の決定に係る代行保険料率算定基準日（以下この号において「直前代行保険料率算定基準日」という。）における性別、年齢別及び勤続年数別の加入員の標準報酬月額及び標準賞与額
- ハ 直前代行保険料率算定基準日前三年間の各応当日における性別及び年齢別の加入員の数
- ニ 直前代行保険料率算定基準日前三年間の各応当日からの一年間における性別及び年齢別の加入員の資格を喪失した者の数
- ホ 直前代行保険料率算定基準日前三年間の各応当日からの一年間における性別及び年齢別の加入員の資格を取得した者の数

（代行保険料率の届出）

- 一 代行保険料率算定基準日現在の性別、年齢別及び勤続年数別の基金の加入員（以下この項において単に「加入員」という。）の数並びに標準報酬月額及び標準賞与額
- 二 代行保険料率算定基準日前三年間の各応当日における性別及び年齢別の加入員の数
- 三 代行保険料率算定基準日前三年間の各応当日からの一年間における性別及び年齢別の加入員の資格を喪失した者の数
- 四 代行保険料率算定基準日前三年間の各応当日からの一年間における性別及び年齢別の加入員の資格を取得した者の数

（代行保険料率の届出）

第三十二条の十四 基金は、代行保険料率及び前条各号に掲げる事項を記載した書類を、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるときに厚生労働大臣に届け出なければならない。

一 (略)

二 第三十二条の十二第二号に規定する場合 令第三十六条の第二二号の規定により厚生労働大臣が定める月の四月前の月の末日

三 第三十二条の十二第三号又は第四号に規定する場合 財政再計算報告書又は掛金算定の基礎を示した書類を厚生労働大臣に提出するとき。

(年金数理に関する業務に係る書類)

第七十五条 (略)

2 年金数理人は、前項第一号から第五号まで、第七号、第八号、第十一号、第十二号、第十五号及び第十七号に掲げる書類について法第七十六条の二第一項の確認を行った場合は、当該書類に所見を付さなければならぬ。

附則

3 第六十六条の規定の適用については、当分の間、第六十六条中「掲げる事項」とあるのは、「掲げる事項及び第五号に掲げる額の算出の基礎となる事項」とする。

5 第七十四条において準用する第六十六条(第三号及び第四号を除く

第三十二条の十四 基金は、代行保険料率及び前条各号に掲げる事項を記載した書類を、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるときに厚生労働大臣に届け出なければならない。

一 (略)

二 第三十二条の十二第二号又は第三号に規定する場合 財政再計算報告書又は掛金算定の基礎を示した書類を厚生労働大臣に提出するとき。

(年金数理に関する業務に係る書類)

第七十五条 (略)

2 年金数理人は、前項第一号から第五号まで、第七号、第八号、第十一号、第十二号、第十四号及び第十六号に掲げる書類について法第七十六条の二第一項の確認を行った場合は、当該書類に所見を付さなければならぬ。

附則

3 第六十六条の規定の適用については、法第八十一条第五項の保険料率(基金の加入員である被保険者に係るものを除く。附則第五項において同じ。)が変更されるまでの間、第六十六条中「掲げる事項」とあるのは、「掲げる事項及び第四号に掲げる額の算出の基礎となる事項」とする。

5 第七十四条において準用する第六十六条(第三号及び第四号を除く

。以下この項において同じ。()の規定の適用については、当分の間、第七十四条において準用する第六十六条中「事項」とあるのは、「事項及び法第八十五条の二の規定により政府が徴収する額の算出の基礎となる事項」とする。

。以下この項において同じ。()の規定の適用については、法第八十一条第五項の保険料率が変更されるまでの間、第七十四条において準用する第六十六条中「事項」とあるのは、「事項及び法第八十五条の二の規定により政府が徴収する額の算出の基礎となる事項」とする。

確定拠出年金法施行規則（平成十三年厚生労働省令第百七十五号）
（第二条関係）

抄

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（規約の軽微な変更等） 第五条（略）</p> <p>2 法第六条第二項ただし書の厚生労働省令で定める特に軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。</p> <p>一 前項第一号に掲げる事項（事業主の住所の変更に限る。）</p> <p>二 前項第二号に掲げる事項（実施事業所又は船舶所有者の所在地の変更に限る。）</p> <p>三 前項第三号に掲げる事項（同号の確定拠出年金運営管理機関の住所の変更に限る。）</p> <p>四 前項第四号に掲げる事項（資産管理機関の住所の変更に限る。）</p> <p>（規約の変更の承認の申請）</p> <p>第六条 法第五条第一項の企業型年金規約の変更の承認の申請は、変更内容及び理由を記載した申請書に、次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。</p> <p>一 法第五条第二項の同意を得たことについての次に掲げる書類（同条第三項ただし書の場合にあつては、同項の変更に係る実施事業所についての書類に限る。）</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>二 七（略）</p>	<p>（規約の軽微な変更） 第五条（略）</p> <p>（規約の変更の承認の申請）</p> <p>第六条 法第五条第一項の企業型年金規約の変更の承認の申請は、変更内容及び理由を記載した申請書に、次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。</p> <p>一 法第五条第二項の同意を得たことについての次に掲げる書類</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>二 七（略）</p>

2・3 (略)

(規約の軽微な変更の届出)

第七条 法第六条第一項の企業型年金規約の変更の届出は、変更の内容を記載した届出書に、同条第二項において準用する法第五条第二項の同意を得たことについての次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。ただし、法第六条第二項ただし書の軽微な変更のうち特に軽微なものとして第五条第二項で定めるもの変更の届出については、当該書類を添付することを要しない。

一・二 (略)

2 (略)

(加入者情報の通知)

第十条 事業主は、企業型年金規約の承認を受けたときは、速やかに、次に掲げる事項を、企業型記録関連運営管理機関に通知するものとする。

一・二 (略)

三 各企業型年金加入者が次に掲げる者に該当するときは、その旨及びその資格を取得した年月日

イ ト (略)

チ 所得税法施行令第七十二条第二項第七号の外国の法令に基づく保険又は共済に関する制度に係る被保険者又は被共済者(以下「外国保険被保険者等」という。)

リ (略)

2 (略)

2・3 (略)

(規約の軽微な変更の届出)

第七条 法第六条第一項の企業型年金規約の変更の届出は、変更の内容を記載した届出書に、同条第二項において準用する法第五条第二項の同意を得たことについての次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。

一・二 (略)

2 (略)

(加入者情報の通知)

第十条 事業主は、企業型年金規約の承認を受けたときは、速やかに、次に掲げる事項を、企業型記録関連運営管理機関に通知するものとする。

一・二 (略)

三 各企業型年金加入者が次に掲げる者に該当するときは、その旨及びその資格を取得した年月日

イ ト (略)

チ 所得税法施行令第七十二条第二項第五号の外国の法令に基づく保険又は共済に関する制度に係る被保険者又は被共済者(以下「外国保険被保険者等」という。)

リ (略)

2 (略)

(事業主が行う企業型記録関連運営管理機関への通知)

第十一条 (略)

2～5 (略)

6 事業主は、企業型年金加入者が前条第一項第三号イからニまでに掲げる者に該当しなくなったときは、該当しなくなった日から五日以内に、その資格の種別及び資格を喪失した年月日を企業型記録関連運営管理機関に通知するものとする。

7 事業主は、企業型年金加入者が前条第一項第三号ホからリまでに掲げる者に該当しなくなったときは、速やかに、その資格の種別及び資格を喪失した年月日を企業型記録関連運営管理機関に通知するものとする。

8
10

(企業型年金加入者等原簿の作成及び保存)

第十五条 (略)

2 企業型記録関連運営管理機関等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、少なくとも、当該各号に定める日まで、各企業型年金加入者等に係る企業型年金加入者等に関する原簿(以下この条において「企業型年金加入者等原簿」という。)を保存するものとする。ただし、前項第五号に掲げる事項についてはこの限りでない。

一～三 (略)

3 企業型記録関連運営管理機関等は、企業型年金加入者等原簿に記録された事項のうち第一項第五号に掲げる事項については、少なくとも、同号の運用の指図を行った日(運用の指図の変更を行ったときは、その変更を行った日。) から起算して十年を経過した日と前項各号に

(事業主が行う企業型記録関連運営管理機関への通知)

第十一条 (略)

2～5 (略)

6
8

(企業型年金加入者等原簿の作成及び保存)

第十五条 (略)

2 企業型記録関連運営管理機関等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、少なくとも、当該各号に定める日まで、各企業型年金加入者等に係る企業型年金加入者等に関する原簿(以下この条において「企業型年金加入者等原簿」という。)を保存するものとする。

一～三 (略)

3 企業型記録関連運営管理機関等は、企業型年金加入者等原簿に記録された事項のうち第一項第五号に掲げる事項については、少なくとも、同号の運用の指図を行った日(運用の指図の変更を行ったときは、その変更を行った日。) から起算して十年を経過した日と前項各号に

掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める日のいずれか早い日まで保存するものとする。

4・5 (略)

(運用の方法の除外)

第二十条の二 法第二十六条ただし書の厚生労働省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 運用の方法が令第十五条第一項第三号ル、ソ又はツに掲げる方法である場合にあつては、投資法人(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第二条第十九項に規定する投資法人をいう。)が同法第二百十六条の規定により同法第八十七条の登録の取消しを受けたこと。

二 運用の方法に係る契約の相手方が破産したこと。

第二十九条 削除

3・4 (略)

(利子相当額の算定方法)

第二十九条 令第二十三条第一項の規定による利子に相当する額を算定する際の利子は、複利計算の方法によるものとし、その利率は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

一 平成九年四月前の期間 年率五・五パーセント

二 平成九年四月から基準日(令第二十三条第一項に規定する基準日をいう。以下この号において同じ。)の属する月の前月までの期間 平成九年度から基準日の属する月の前月が属する年度までの各年度ごとに、当該年度の初日の属する年前五年間に発行された国債(期間十年のものに限る。)の利率を勘案して厚生労働大臣が定める率

(個人型年金加入者等帳簿)

第五十六条 (略)

2 個人型記録関連運営管理機関(第六十六条に規定する個人型特定運営管理機関を含む。以下この項及び次項において同じ。)は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、少なくとも、当該各号に定める日までに、各個人型年金加入者等に係る個人型年金加入者等に関する帳簿(以下この条において「個人型年金加入者等帳簿」という。)を保存するものとする。ただし、前項第五号に掲げる事項についてはこの限りでない。

一～三 (略)

3 個人型記録関連運営管理機関は、個人型年金加入者等原簿に記録された事項のうち第一項第五号に掲げる事項については、少なくとも、同号の運用の指図を行った日(運用の指図の変更を行ったときは、その変更を行った日。)から起算して十年を経過した日と前項各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める日のいずれか早い日まで保存するものとする。

4・5 (略)

様式第七号(第二十七条第一項関係)

1～4 (略)

5. 各運用の方法ごとに選択している個人別管理資産残額の状況

運用の方法名	信託財産・保険解約返戻金等の資産額	運用の方法の種類	元本確保の運用の方法	株券等
円				

(個人型年金加入者等帳簿)

第五十六条 (略)

2 個人型記録関連運営管理機関(第六十六条に規定する個人型特定運営管理機関を含む。以下この項において同じ。)は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、少なくとも、当該各号に定める日までに、各個人型年金加入者等に係る個人型年金加入者等に関する帳簿(以下この条において「個人型年金加入者等帳簿」という。)を保存するものとする。

一～三 (略)

3・4 (略)

様式第七号(第二十七条第一項関係)

1～4 (略)

5. 各運用の方法ごとに選択している個人別管理資産残額の状況

運用の方法名	信託財産・保険解約返戻金等の資産額
円	

	円			
計	円	-	-	-

(備考)

1. 二以上の厚生年金適用事業所で企業型年金を実施している場合は、各厚生年金適用事業所の状況について作成し、併せて当該企業型年金全体の状況について作成すること。
2. 事業年度末時点のものを記載すること。
3. 「運用の方法の種類」の欄については、令第15条第1項各号に掲げる運用の方法に応じ、該当する号番号を記載すること。
4. 「元本確保の運用の方法」の欄については、当該運用の方法が令第16条に規定する運用の方法に該当する場合には 印を記載すること
。
5. 「株券等」の欄については、当該運用の方法が令第15条第1項第2号八又は同項第3号カからナまでに掲げる運用の方法に該当する場合には 印を記載すること。

	円
	円

(備考)

1. 二以上の厚生年金適用事業所で企業型年金を実施している場合は、各厚生年金適用事業所の状況について作成し、併せて当該企業型年金全体の状況について作成すること。
2. 事業年度末時点のものを記載すること。

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第十章（略）</p> <p>第十一章 他の年金制度との間の移行等（<u>第二百二十三</u>条 <u>第二百三十四</u>条）</p> <p>附則</p> <p>（規約の軽微な変更等）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2 法第七条第二項ただし書の厚生労働省令で定める特に軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。</p> <p>一 前項第一号に掲げる事項（事業主の住所の変更に限る。）</p> <p>二 前項第二号に掲げる事項（実施事業所の所在地の変更に限る。）</p> <p>三 前項第三号に掲げる事項（資産管理運用機関及び契約投資顧問業者の住所の変更に限る。）</p> <p>（規約の変更の承認の申請）</p> <p>第八条 法第六条第一項の規定による規約の変更の承認の申請は、事業主の名称、規約番号（規約型企業年金の規約の承認ごとに厚生労働大臣又は地方厚生局長等が発行した番号をいう。以下同じ。）並びに変更の内容及び理由を記載した申請書に、次に掲げる書類を添付して、</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第十章（略）</p> <p>第十一章 他の年金制度との間の移行等（<u>第二百二十三</u>条 <u>第二百二十五</u>条）</p> <p>附則</p> <p>（規約の軽微な変更）</p> <p>第七条（略）</p> <p>（規約の変更の承認の申請）</p> <p>第八条 法第六条第一項の規定による規約の変更の承認の申請は、事業主の名称、規約番号（規約型企業年金の規約の承認ごとに厚生労働大臣又は地方厚生局長等が発行した番号をいう。以下同じ。）並びに変更の内容及び理由を記載した申請書に、次に掲げる書類を添付して、</p>

厚生労働大臣（当該規約の変更の承認に関する権限が第二百二十一条の規定により地方厚生局長等に委任されている場合にあつては、地方厚生局長等）に提出することによって行うものとする。

一 法第六条第二項の同意を得たことを証する書類（同条第三項ただし書の場合にあつては、同項の変更に係る実施事業所についての書類に限る。）

二 十（略）

（規約の軽微な変更の届出）

第九条 法第七条第一項の規定による規約の変更の届出は、事業主の名称及び規約番号並びに変更の内容及び理由を記載した届書に、同条第二項において準用する法第六条第二項の同意を得たことを証する書類を添付して、地方厚生局長等に提出することによって行うものとする。ただし、法第七条第二項ただし書の軽微な変更のうち特に軽微なものとして第七条第二項で定めるものの変更の届出については、当該書類を添付することを要しない。

（届出の必要のない規約の軽微な変更）

第十条 法第七条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一（略）

二 第七条第一項第五号に掲げる事項

（基金の規約の軽微な変更）

第十五条 法第十六条第一項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

厚生労働大臣（当該規約の変更の承認に関する権限が第二百二十一条の規定により地方厚生局長等に委任されている場合にあつては、地方厚生局長等）に提出することによって行うものとする。

一 法第六条第二項の同意を得たことを証する書類

二 十（略）

（規約の軽微な変更の届出）

第九条 法第七条第一項の規定による規約の変更の届出は、事業主の名称及び規約番号並びに変更の内容及び理由を記載した届書に、同条第二項において準用する法第六条第二項の同意を得たことを証する書類を添付して、地方厚生局長等に提出することによって行うものとする。

（届出の必要のない規約の軽微な変更）

第十条 法第七条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一（略）

二 第七条第五号に掲げる事項

（基金の規約の軽微な変更）

第十五条 法第十六条第一項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

一・二（略）

三 第七条第一項第二号、第四号及び第五号並びに前条に掲げる事項

（届出の必要のない基金の規約の軽微な変更）

第十八条 法第十七条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一（略）

二 第七条第一項第五号に掲げる事項

（財政再計算の報告）

第五十一条 事業主等が財政再計算を行った場合には、第一百六条第一項第三号に規定する財政再計算報告書を、当該財政再計算において計算した掛金の額に係る規約の変更を行う必要がある場合にあつては当該規約の変更の承認又は認可の申請書（第七条第一項第四号に掲げる事項の変更の場合にあつては届書）に、規約の変更を行う必要がない場合にあつては計算基準日の属する事業年度の翌事業年度の法第百条第一項に規定する事業及び決算に関する報告書にそれぞれ添付して、厚生労働大臣（当該規約の変更の承認若しくは届出又は当該報告書の提出に関する権限が第二百二十一条の規定により地方厚生局長等に委任されている場合にあつては、地方厚生局長等）に提出しなければならない。

附則

（簡易な基準に基づく確定給付企業年金の事業主が厚生労働大臣に提出する書類についての経過措置）

一・二（略）

三 第七条第二号、第四号及び第五号並びに前条に掲げる事項

（届出の必要のない基金の規約の軽微な変更）

第十八条 法第十七条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一（略）

二 第七条第五号に掲げる事項

（財政再計算の報告）

第五十一条 事業主等が財政再計算を行った場合には、第一百六条第一項第三号に規定する財政再計算報告書を、当該財政再計算において計算した掛金の額に係る規約の変更を行う必要がある場合にあつては当該規約の変更の承認又は認可の申請書（第七条第四号に掲げる事項の変更の場合にあつては届書）に、規約の変更を行う必要がない場合にあつては計算基準日の属する事業年度の翌事業年度の法第百条第一項に規定する事業及び決算に関する報告書にそれぞれ添付して、厚生労働大臣（当該規約の変更の承認若しくは届出又は当該報告書の提出に関する権限が第二百二十一条の規定により地方厚生局長等に委任されている場合にあつては、地方厚生局長等）に提出しなければならない。

附則

（簡易な基準に基づく確定給付企業年金の事業主が厚生労働大臣に提出する書類についての経過措置）

第三条 平成十九年三月三十一日までの間、第百十六条第一項の規定中「次のとおり」とあるのは、「次のとおり（法第九十三条の規定に基づき掛金の額の計算に関する業務を委託している事業主が実施する簡易な基準に基づく確定給付企業年金に係るものを除く。）」と読み替えるものとする。

第三条 平成十九年三月三十一日までの間、第百十六条第一項の規定中「次に掲げる書類」とあるのは、「次に掲げる書類（法第九十三条の規定に基づき掛金の額の計算に関する業務を委託している事業主が実施する簡易な基準に基づく確定給付企業年金に係るものを除く。）」と読み替えるものとする。